

# 松崎町新型コロナウイルス感染症対策本部会議（25回目）

## 次 第

日時：令和3年9月29日（水）

16時00分～

場所：環境改善センター 大会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（1）新型コロナウイルス緊急事態宣言解除による対応について

（2）意見交換

4. その他

5. 閉 会

施設等	対応
○幼小中学校	基本的な感染症対策を継続実施 中学校の部活は通常どおりとする
○福祉関連 (保育園、放課後児童クラブ、 一時預かり事業、児童館)	・ 保育園、放課後児童クラブ 基本的な感染症対策を継続実施 ・ 一時預かり事業、児童館、社会福祉センター 基本的な感染症対策を実施しながら再開
○教育委員会貸出し施設	・ 勤労者体育館、旧岩小・旧三小体育館 総合グラウンド、テニスコート、海洋センターは 県内在住者まで利用可 小学校、中学校は町内在住者まで (県内の警戒レベルが3以下になった場合は全解除)
○図書館	基本的な感染症対策を継続実施 30分の閲覧制限は解除する
○町営観光施設等	全ての町営観光施設は、感染対策を実施し、営業 遊歩道は全て解放
・ 伊豆まつざき荘	徹底的な感染症対策を継続実施
・ 依田之庄(入浴)	徹底的な感染症対策を継続実施
○漁港・港湾 各施設	漁港施設：漁業関係者以外の立入制限を解除 港湾施設：閉鎖を解除
○会議・打合せ等の開催	町が主催する委員会等については、必要性を勘案し たうえで、感染防止対策を徹底し開催すること。 書面審議の活用も必要であれば行っていくこと。  ※緊急事態宣言地域及びまん延防止措置対象地域 からの来訪会議・打ち合わせについては、オンライ ン等を活用して行う。 その他の場合は基本的な衛生管理を意識し対 応する。 ・ 対面に座らない(飛沫対策がない場合) (健康福祉課に移動式アクリルボード有) ・ なるべく短時間で済ませる
○避難所	設置の際は、必要な感染症対策を行い感染疑いのある 者は別室に分ける。(大雨等の場合は、できるだけ垂 直避難等呼びかける)

○職員感染対策	<p>基本的な感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の体調管理（毎日検温） ⇒37.5℃以上の場合は、躊躇わず休暇を取る （複数日熱が続くようなら、かかりつけ医等に電話で相談）</li> <li>・ 正しいマスクの着用</li> <li>・ 手洗い、手指消毒の徹底</li> <li>・ フィジカルディスタンスの確保</li> <li>・ 執務室の定期的な換気</li> </ul>
○出張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策を徹底したうえで、県内出張は可。 （ただし、必要性を課内で十分協議すること）</li> <li>・ 緊急事態宣言地域及びまん延防止措置対象地域への出張は、原則不可とする。 その他の県外地域は、必要性を十分考えたうえで総務課長と協議すること。</li> </ul>
○その他	<p>基本的な事項について 感染症対策を徹底する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の体調管理（毎日検温）</li> <li>・ 正しいマスクの着用</li> <li>・ 手洗い、手指消毒の徹底</li> <li>・ フィジカルディスタンスの確保</li> <li>・ 密閉した空間では、定期的な換気を意識する</li> </ul> <p>飲食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会話をしながらの飲食は、マスクの着用など感染防止対策を徹底すること。 大人数での飲食はしないこと。</li> </ul> <p>県境を跨ぐ移動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言地域及びまん延防止措置対象地域への移動は行わない。 その他の地域への不要不急の移動は控える。</li> </ul>

施設等	対応
町内事業所等	ガイドラインを遵守した対応
(特に)町内飲食店	ガイドラインを遵守した対応